

「伊予の『ぼちぼち運転』宣言」とはどういったものなの？

● 「伊予の『ぼちぼち運転』宣言」とは

「伊予の『ぼちぼち運転』宣言とは、運転に不安を抱える高齢ドライバーの方や、運転免許証の自主返納を意識しながらも代替交通手段等の関係で自主返納が困難な方が、任意で「体調が悪い時は運転を控える」、「視野が悪くなる夜間は運転を控える」など、加齢に伴う身体機能の低下を補う運転方法を採用することを自ら宣言することで、安全運転を意識していただくものになります。

また、高齢ドライバーの方が3年に1回の運転免許更新時に受講する認知機能検査及び高齢者講習の中間時期（次回免許更新の1年半前）に「中間任意講習」を受講していただき、ご自身の認知機能や運転技能を確認していただくこともできます。

「伊予の『ぼちぼち運転』宣言」及び中間任意講習の受講については、任意ですので、希望する方が、宣言や受講希望をしていただくことになります。

対象は、75歳以上の高齢ドライバーの方になります。

● 「伊予の『ぼちぼち運転』宣言」はどこでできるの？

各警察署で実施している交通安全教室や各自動車教習所で実施している認知機能検査等の際、「宣言」や「中間任意講習」の受講を推奨しています。なお、令和8年2月現在で実施している自動車教習所は、宇和島自動車学校のみですが、その他の自動車教習所でも実施できるように働きかけているところです。

● 宣言したことは必ず守らないといけないの？

守っていただくというのが基本ですが、守らなかったからといって罰則等はありません。あくまで、ご自身で立てた目標ということになります。

「伊予の『ぼちぼち運転』宣言に関するお問い合わせ先

愛媛県警察本部交通部運転免許課安全運転支援係

電話番号 089-934-0110